

# 1 2023年度（令和5年度）地域包括支援センターの事業評価・公表について

## (1) 事業評価の目的

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としている。

センターが地域において求められる機能を十分に発揮するためには、人員体制及び業務の状況を定期的に把握・評価し、その結果を踏まえて、センターの設置者及び市町村が事業の質の向上のための必要な改善を図っていくことが重要であり、福山市及び各センターの取組状況を評価することにより、地域包括ケアシステムの深化に向けた取組を加速させるもの。

## (2) 評価対象年度

2022年度（令和4年度）の1年間の活動

## (3) 事業評価の実施

### ア 福山市

全国統一の評価指標による取組等の確認を行い、自己評価を実施した。

### イ 地域包括支援センター

全国統一の評価指標による取組等の確認を行い、自己評価を実施した。

## (4) 評価項目

センターの業務を、1. 組織・運営体制等、2. 個別業務、3. 事業間連携（社会保障充実分事業）の3つに区分して評価を行った。

1. 組織・運営体制等	
1-1 組織・運営体制	① 事業を適切に運営するための体制の構築
	② 担当圏域の現状・ニーズに応じた取組
	③ 職員の確保・育成
	④ 利用者が相談しやすい相談体制の構築
1-2 個人情報管理	① 個人情報保護の徹底
1-3 利用者満足度の向上	① 相談・苦情対応体制の整備
	② 安心して相談するためのプライバシーの確保
2. 個別業務	

2-1 総合相談支援	① 地域における関係機関・関係者のネットワーク構築
	② 相談事例の解決のために必要な対応
	③ 家族介護者や複合的な課題を持つ世帯等への支援
2-2 権利擁護	① 成年後見制度の活用を図るための取組
	② 高齢者虐待に対する迅速な対応
	③ 消費者被害の防止の取組
2-3 包括的・継続的ケアマネジメント支援	① 介護支援専門員を支援するための体制の構築
	② 介護支援専門員に対する、効果的な相談対応
2-4 地域ケア会議	① 関係者との連携の下での地域ケア会議の開催
	② 個別事例や地域課題の解決のための地域ケア会議の活用
2-5 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	① 自立支援に向けた介護予防ケアマネジメント等の実施
	② 介護予防ケアマネジメント等の適正な委託
3. 事業間連携（社会保障充実分事業）	
3-1 在宅医療・介護連携	① 在宅医療・介護連携の推進に向けた取組
3-2 認知症高齢者支援	① 認知症高齢者を支援するための取組
3-3 生活支援体制整備	① 生活支援コーディネーターや協議体と連携した取組

(5) 公表方法及び公表時期

市のホームページにおいて2023年度（令和5年度）中に公表する。

【参考】：評価結果の公表について

【介護保険法第115条の46第10項】

市町村は、地域包括支援センターが設置されたとき、その他厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該地域包括支援センターの事業の内容及び運営状況に関する情報を公表するよう努めなければならない。